（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第二十条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「第三十条第一項ただし書の規定により」の下に「同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に」を加え、「同法第三十条第一項ただし書に規定する施設」を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設」に改める。

第二十一条　当分の間、前条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第三項の規定の適用については、同項中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは「、同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下この項において「日常生活支援住居施設」という。）又は同項ただし書」と、「更生施設若しくは」とあるのは「更生施設、日常生活支援住居施設若しくは」とする。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第二十二条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「」若しくは」を「」、」に改め、「更生施設」という。）」の下に「若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。）」を加える。

第四条第一項第四号中「更生施設」の下に「、日常生活支援住居施設」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項及び別表第二の九の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

（政令への委任）

第二十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣　加藤　勝信

政令

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百八十四号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第二十八号を次のように改める。

二十八　墜落制止用器具

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年二月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

生活保護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百八十五号

生活保護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の五第二項において準用する同法第五十五条の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「法第五十五条の四第二項に規定する支給機関（以下この条において「支給機関」という。）」を「法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に、「支給機関に」を「就労自立給付金を支給する者に」に改め、同条第二項及び第三項中「支給機関」を「就労自立給付金を支給する者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（進学準備給付金の支給に関する事務の委託）

第八条の二　前条の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。

第十条第一項中「第五十五条の六第一項」を「第五十五条の七第一項」に改める。

第十二条中「第一条第二項及び第三項」の下に「の規定」を、「第八条第二項及び第三項」の下に「（これらの規定を第八条の二において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の項中「第一条第二項及び第三項」の下に「の規定」を、「第八条第二項及び第三項」の下に「（これらの規定を第八条の二において準用する場合を含む。）」を加える。

総務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎